

新型コロナウイルスのパンデミックによる災害事態宣言細則（要旨）
（5月25日付大統領令第140/20）

1 災害事態の宣言（第1条）

2020年5月26日0時00分から災害事態が宣言される。宣言の期間はSARS-COV-2及びCOVID-19パンデミックのリスクが続く間。

2 目的（第2条）

本大統領令は、SARS-COV-2及びCOVID-19感染の拡大予防・抑制措置を定めるものであり、そのため、行政と社会経済活動の指針を定める。その詳細はこの法令の付属書に定められる。

3 適用範囲（第3条）

災害事態宣言は、アンゴラ全土を対象とする。

4 措置の内容変更（第4条）

災害事態の措置は、感染の状況に応じて追加、変更または廃止される。

5 個人の予防対策（第5条）

（1）以下の場所では**マスクの着用が義務**づけられる。

- ア 市場
- イ 行商販売
- ウ 商業施設
- エ 公共の屋内空間
- オ 礼拝所
- カ 教育機関
- キ 公共交通機関
- ク 理髪店や美容院等

（2）物理的距離をとることができない場合、屋外空間でも、マスク着用を推奨。

（3）マスクを着用しない場合はアクセス禁止。そのための措置が取られる。

（4）公的・民間機関は、従業員の安全を確保し、保健当局の指示に従う。

（5）顧客対応は、物理的距離を取る。

（6）事前予約の推奨。

6 対策（第6条）

災害事態の期間中は、以下の分野における対策が実施される。

- ア 直接・間接国家行政機関の運営
- イ 農業，鉱工業，商業，サービス部門の活動
- ウ フォーマル・インフォーマル市場の運営
- エ 感染リスクがある大規模行事
- オ 脆弱な市民の保護
- カ 公共交通機関の運営
- キ 保育園，幼稚園，教育機関，老人介護施設，養護施設の運営
- ク 道路，航空，海，河川，鉄道の運行
- ケ 医療サービスの提供
- コ 公演，スポーツ，文化，レジャー活動
- サ 感染のリスクがある礼拝所の運営
- シ ボランティアの動員
- ス 国境の防衛と衛生管理
- セ 公衆衛生の観点から必要な場合に行う強制的治療
- ソ 感染拡大防止のための封鎖措置

7 市民の外出自粛（第7条）

不要不急の用事を除き，すべての市民は，公共の場所・空間・通行を控え，自宅にすることが推奨される。

8 国境の防衛と衛生管理（第8条）

（1）次項の特別な事情を除き，アンゴラ共和国の国境は封鎖を維持する。

（2）前項にいう特別の事情（封鎖の例外）は以下の通り。

- ア アンゴラ人および外国人居住者のアンゴラへの再入国
- イ 外国人の本国への帰国
- ウ 公務による渡航
- エ 貨物，商品，郵便貨物
- オ 人道援助
- カ 緊急医療
- キ 乗り継ぎ
- ク 外交官，領事官の出入国
- ケ 遺体移送（同伴者は2名まで認められる）
- コ 特定の業務を行う外国人専門家

（3）国際人道支援活動を除き，国内の基本食料，燃料，医薬品，医療機材，医療消耗品の国外への持ち出しは禁じられる。

9 ルアンダ州の封鎖（第9条）

（1）2020年5月26日0時00分から2020年6月9日23時59分までルアンダ州は封鎖される。

（2）ルアンダ州封鎖の間中は、ルアンダ州境は、管轄機関によって定められた条件に従い衛生管理の対象となるが、以下は認められる。

- ア 必需品の物流
- イ 人道援助
- ウ 病気の患者
- エ 管轄機関が許可するその他の状況

10 感染疑い者の通報の義務（第10条）

各機関・施設の入口での体温測定を推奨。

疑わしい症例が特定された場合は隔離をし、直ちに保健当局に報告する。

11 公衆衛生のための封鎖（第11条）

（1）市中感染のリスクがある場合、権限当局は、当該を封鎖することができる。

（2）封鎖措置は、感染リスクの程度によって、以下の措置を講じる。

- ア 感染領域の画定
 - イ 感染領域への出入りに関するルールの策定
 - ウ 感染領域内の商業施設や公共施設等の活動に関するルールの策定
- （3）感染領域内の住民や滞在者は、公衆衛生上の監視の対象となる。

12 検疫及び検査の義務（第12条）

（1）市中感染のリスクがある場合、権限当局は、検疫や検査の義務を課す。

（2）具体的状況に応じ、保健当局が検疫義務の履行方法を決定する。

（3）検疫義務履行後は、他者と同様の扱いを受け、差別されることはない。

13 行政サービス（第13条）

（1）執務時間を午前8時から午後3時までとし、以下の段階的措置をとる。

- ア 5月26日から、通常時の労働力の50%
- イ 6月8日から、通常時の労働力の75%
- ウ 6月29日から、通常時の労働力の100%

（2）ルアンダ州に関しては、以下の通り（執務時間は午前8時から午後3時）。

- ア 5月26日から、通常時の労働力の50%
- イ 6月29日から、通常時の労働力の75%
- ウ 7月13日から、通常時の労働力の100%

(3) 条件

- ア マスクの着用を義務付けるための環境整備
- イ 距離の監視義務
- ウ 従業員と顧客の体温管理
- エ 入口での手指消毒用品の提供と内部の衛生ポイントの配置
- オ 感染予防対策（消毒等）の監視

(4) 港湾及び税関関連サービスは、5月26日から通常の労働力の100%。

(5) 従業員の条件に関しては付属書のとおり。

14 病院・医療機関（第14条）

付属書の規定に基づき、すべての公的および民間医療施設が再開し、すべての治療および予防サービスが提供される。

15 脆弱者の特別保護（第15条）

(1) 封鎖地区における以下の者は特別保護の対象となる。

- ア 60歳以上の者
- イ 腎臓病、高血圧、糖尿病、心疾患、慢性的な呼吸器疾患、癌、免疫不全の者
- ウ 妊婦
- エ 12歳以下の子供

(2) 前項該当者及びエの保護者は在宅勤務とする（公務員、医療従業者、交通運輸関係者、防衛関係者、警備関係者は対象外）。

16 在宅勤務（第16条）

- (1) 在宅勤務が可能であり環境が整えば、在宅勤務を義務とする。
- (2) 雇用者と被雇用者の両者が同意し、工作上可能な場合は在宅勤務を推奨。
- (3) 上記(2)が不可能な場合、隔日、隔週、フレックスタイム勤務を採用。

17 ホテルおよび類似施設（第17条）

- (1) ホテルおよび類似施設は、感染予防対策を採用しなければならない。
- (2) 以下を遵守する。

- ア 従業員の指導、及び、個人用感染予防用品の完備
- イ リネンの交換、及び、施設の清掃と消毒
- ウ 公共の場の清掃と消毒

(3) 病人または新型コロナウイルス感染疑い者を発見した場合、隔離。

18 教育施設（第18条）

- (1) 7月13日から大学、高校を再開する。
- (2) 7月27日から中学校及び小学校を再開する。
- (3) 就学前教育の再開については別途定める。
- (4) 管轄官庁は学校暦の変更を認めなければいけない。
- (5) 各教育施設は感染予防対策と物理的な距離の維持を遵守する。

19 職業訓練センター（第19条）

すべての公立及び私立の職業訓練センターが再開する。

20 スポーツ競技会と練習（第20条）

- (1) 屋内の連盟公認競技及び練習は6月27日から許可する。
- (2) 顧客の動員には、管轄官庁により承認される規則が適用される。
- (3) レクリエーション、レジャーのスポーツ活動は7月13日から許可される。
- (4) 屋外個人スポーツ、レジャーは、以下の時間帯に限り許可される。
ア 月曜から金曜：午前5時30分から7時30分、午後5時から8時30分
イ 土日・祝日：午前5時30分から午後7時30分
- (5) 一般開放用の体育館の再開に関しては、別途定める。

21 商品およびサービスの商業活動（第21条）

- (1) 商品およびサービスの商業活動は、午前7時から午後7時までとする。
- (2) 労働力に関しては、以下の段階的措置をとる。
ア 5月26日から、通常時の労働力の50%
イ 6月8日から、通常時の労働力の75%
ウ 6月29日から、通常時の労働力の100%
- (3) 商業施設内においては、2メートルの間隔を確保する。

22 レストラン等（第22条）

- (1) 以下の段階的措置により、レストラン等の営業は許可される。
ア 5月26日から、月曜日から金曜日の午前6時から午後3時までの再開。
イ 6月8日から、毎日午後10時30分まで営業。
- (2) 最大収容人数は50%、テーブルのみ。感染予防対策、物理的距離を遵守。
- (3) セルフサービスやカウンターサービスは禁止。
- (4) 持ち帰り、出前サービスは、毎日午前6時から午後10時まで営業。
- (5) 6月8日から、バンド等による演奏が許可。（演奏者は3名以下）
- (6) レストラン併設のプールは8月15日から許可。

23 娯楽施設（第23条）

夜間の娯楽，イベント，ゲーム施設の再開に関しては，別途定める。

24 工業，農業，漁業活動（第25条）

- (1) 工業・漁業活動が許可（感染予防対策，物理的距離，マスク着用義務）。
- (2) 農業においても感染予防対策を遵守。

25 建設業と公共事業（第26条）

- (1) 建設業と公共事業は以下の段階的措置をとる。
 - ア 5月26日から，緊急，戦略的，優先的な公共事業が再開
 - イ 6月8日から，その他の公共事業及び民間事業の再開

26 イベント，会議（第27条）

- (1) 密閉空間の会議・イベントは，定員の50%以内かつ150人以内に制限。
- (2) 150人を超える活動は，自治体の保健当局による事前承認が必要。

27 レクリエーション，文化，レジャー（第28条）

- (1) ビーチ，プールへのアクセスは，8月15日から許可。
- (2) レクリエーション用ヨットマリーナの運営は，8月15日から許可。
- (3) メディアライブラリ及び博物館は，7月13日から再開。
- (4) 博物館，劇場，記念碑等は6月8日から再開
- (5) 見本市，展示会の開催は6月8日から許可。
- (6) 7月31日から映画館の営業が許可。
- (7) 文化，芸術活動については，別途定める。

28 宗教活動（第29条）

6月24日から，場所を問わず，宗教活動の再開が許可。感染予防対策。

29 家政婦（第30条）

家事労働者はマスク着用義務。雇用主は感染予防対策，特にマスクを提供。

30 公共交通と貨物（第33条）

- (1) 公共・民間道路公共交通機関は，以下の乗客定員で運営。
 - ア 5月26日から：乗客定員の50%
 - イ 6月8日から：乗客定員の75%まで
- (2) 前項の規定へ違反は，刑法に基づき，車両差し押さえ等の処罰。

- (3) 封鎖州以外へ国内線の運行は、航空当局が規定する範囲で許可される。
- (4) 鉄道旅客輸送は、封鎖州を除いて、定員50%以下で6月9日に運行再開。
- (5) バイクタクシーは、別途定める。
- (6) 公共交通機関、車両の所有者は最低限の衛生条件を確保する。マスク義務。
- (7) 航空、鉄道、海上、河川の交通運行については、交通当局が定める。

3.1 期限が過ぎた公的文書（第34条）

- (1) 次の公的文書は8月30日まで有効とする。

ア 身分証明書

イ 運転免許証

ウ 車両登録証

エ 車両所有証

オ 旅券（帰国の場合）

カ 外国人身分証、査証（アンゴラ国内に滞在中の場合）

キ 航空、航海、鉄道のライセンス・資格

- (2) 上記文書の取得手続きを指示する文書も同様に有効である。

3.2 ライセンス、許可証（第35条）

ライセンス、許可証等は期限とは関係なく8月30日まで有効となる。

3.3 社会保障（第36条）

証明書不足を理由に、国家社会保障機構（INSS）による年金の支払いは停止することはできない。

3.4 自動決済（第37条）

決済者は顧客との接触を避けるため、自動引き落とし等手段を優先する。

3.5 電気水道の供給と支払い（第38条）

- (1) 光熱、水道費の支払いは7月26日までに正常化する。分割を認める。
- (2) 当局は可能な限り公共網外の地域への水道無償供給の環境を構築する。
- (3) 封鎖地域への電気・水道の供給を保証。封鎖解除後に支払い可。

3.6 賃貸契約の債務規制（第39条）

賃貸料の延滞は8月31日までとし、当事者間の合意により分割支払い可。

3.7 ボランティア（第40条）

本件措置の実施に必要なボランティア活動を推奨する。

38 実施（第41条）

各省庁の大臣と各州知事は、本規定実施に必要な措置と計画を策定。

39 不従順（第42条）

本規定の措置を遵守しない場合は、法令に基づき不服従罪に問われる。

40 施行日（第45条）

本規定は2020年5月26日0時00分から施行される。